一般社団法人兵庫県マンション管理士会は、令和３年１月26日、神戸市、及び一般財団法人神戸すまいまちづくり公社、独立行政法人住宅金融支援機構と「神戸市内のマンションの管理適正化の推進に関する協定」を締結しました。

■ 本協定の目的

神戸市では、分譲マンションの管理状況の「届出」制度と全国に先駆けた「情報開示」制度の運用を令和３年３月１日から開始しました。この制度は、届出に対し管理状況に応じた助言・支援を行い、市が管理状況の実態を把握するほか、情報開示により管理状況を市場が評価することや購入予定者が管理状況を確認できるようになることを目的としたものです。円滑な制度導入や市内の分譲マンションの管理適正化推進を各団体が連携して取り組むため、このたび「届出」「情報開示」制度の導入に合わせて、この協定を締結しました。

主な協定内容	1.マンションの管理適正化の推進及び再生支援に資する情報の発信に関する事項 2.マンションの管理、改修及び建替え（再生）の相談に関する事項 3.マンション管理組合への専門家等派遣に関する事項 4.マンション管理組合の長期修繕計画の策定・見直しの支援及び金融支援に関する事項 5.その他、本協定の目的を達成するために必要と認められる事項

【神戸市マンション管理状況の「届出」「情報開示」 説明】のページ
下記アドレス【Ctrl】コントロール＋クリック
https://www.city.kobe.lg.jp/a01110/kurashi/sumai/jutaku/information/mansiontodokede.html

【情報開示マンション一覧】のページ
下記アドレス【Ctrl】コントロール＋クリック
https://www.city.kobe.lg.jp/a01110/kurashi/sumai/jutaku/information/mansionjohokaiji.html
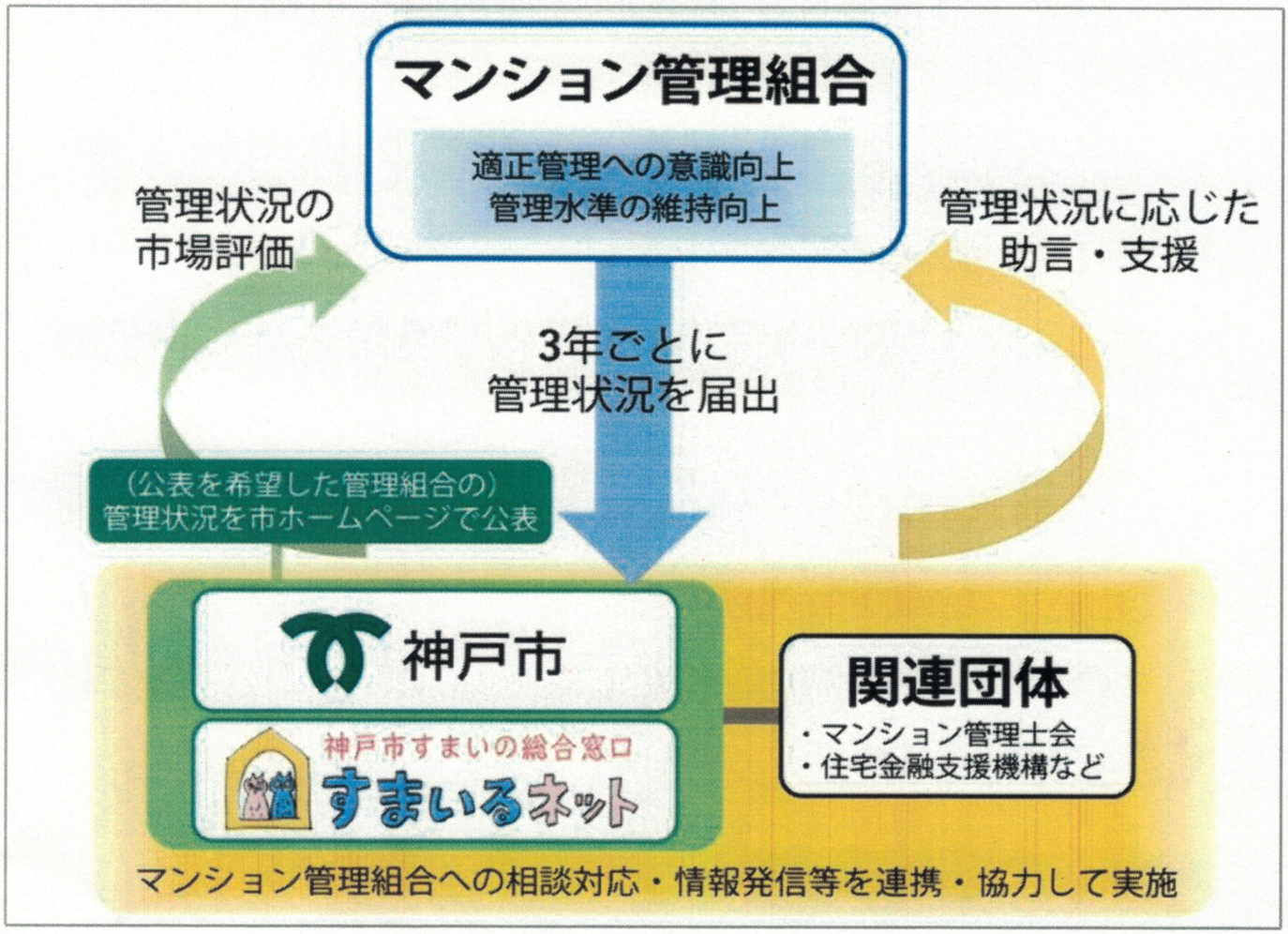
当会の役割は下記の通りです。